利益相反管理方針

1. 業務方針

当社はお客様の利益を最優先に考え、利益相反のおそれのある取引についてお客様の利益が不当に害されることのないよう、公正かつ適切に業務を行います。

2. 定義

利益相反管理対象取引とは、当社が損害保険代理業・自動車整備業を提供するにあたり当社または役職員が自己または第三者の利益を優先し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 利益相反管理対象取引の類型・特定方法

・発生の可能性がある業務：

① 損害保険代理業 ②自動車整備業 ③レンタカー事業 ④その他当社業務

・取引の類型：

① お客様と当社の利害が対立する取引

② お客様同士の利害が対立する取引

③お客様情報を不当に利用し当社や他者が利益を得る取引

対象取引は個別に確認し、利益相反管理対象取引に該当するか判断します。

4. 利益相反管理対象取引の具体例

・保険金請求に関して、修理費を不当に上乗せし売上を増大させる取引

・お客様の意向を確認せず、手数料の高い商品や自社に有利な商品を勧める取引

・お客様に無断で自社に有利なレンタカーを発注手配する取引

5. 利益相反管理の方法

利益相反に該当する場合、以下の措置を講じます。

① 対象取引の中止、情報の遮断

② 取引条件・方法の変更

③ お客様への情報開示と同意取得

④ その他、利益相反を解消するための措置

6. 管理体制

利益相反管理の責任者を設置し、一元的に管理します。また、役職員に対して教育・研修を実施し、お客様の利益が不当に害されないよう努めます。

制定日：２０２６年７月

株式会社滋賀トヨタ　　代表取締役社長　**吉川　敦巳**